

生活支援サービス利用契約書

株式会社ナミキ（以下「甲」という。）及び_____（以下「乙」という。）は、サービス付き高齢者向け住宅「そんぼの家S練馬土支田」（東京都練馬区土支田2-21-3所在、以下「本建物」という。）における状況把握サービス、生活相談サービス及びその他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービス（以下総称して「高齢者支援サービス」という。）の提供について、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は本建物の住戸に関する甲乙間の建物賃貸借契約（以下「本件建物賃貸借契約」という）に基づき本建物に入居する乙に対し、第3条に定める高齢者生活支援サービスを提供し、乙は、高齢者生活支援サービスの対価として第6条に定める利用料を甲に支払う。

（サービス提供者）

第2条 高齢者生活支援サービスは、甲の委託業者（SOMP Oケア株式会社）の職員により提供する。

（サービスの内容）

第3条 甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活できる住まいの充実を図ることができるよう、本件建物賃貸借契約頭書（4）及び次の各号に掲げる高齢者生活支援サービスを提供する。

（1）状況把握サービス

食事や外出等の機会を利用して、毎日少なくとも1回の本人の安否確認を行う。

突発的な事故、体調の急変などの場合に駆け付け、必要な措置を講じるとともに、状況により協力医療機関及び乙の家族等への連絡を行う。

（2）生活相談サービス

日常生活における入居者の心配事や悩み（食事、健康等）について、職員が一般的対応や紹介が可能な範囲で相談に応じ、また、介護保険サービス、保健医療サービス又は食事サービスの紹介等を行う。

（3）その他のサービス

① 食事サービスの提供

食堂内での配膳下膳サービス、喫食環境の整備及びキャンセル等の調整を行う。なお、食事サービスのうち食事の提供については、別途利用契約の締結が必要であり、サービス料金に食事の提供に関する料金等は含まれないものとする。

② アクティビティサービスの企画・運営（ただし、参加費用、材料費等が別途必要。）入居者に意向の確認を行い、内容に応じた講師の選任及び場所の提供を行う。

③ 自治会の事務局の運営の補助

建物の入居者によって自発的に組織されるものであるが、その事務局運営のサポートを行う。

④ 簡便な営繕作業（ただし、作業に必要な物品は乙において事前に用意する。）

入居者の希望により、蛍光灯の取替え等、専門の業者でなくても作業が可能な営繕作業を行う。

⑤ 短時間の身体介護

概ね5分未満の身体介護の提供を行う。（ただし、要支援・要介護の認定を受けており、かつケアプランに同サービスの提供が定められている場合のみ）

- 2 甲は、高齢者生活支援サービス内容の一部又は全部を第三者に委託することができるものとする。この場合、甲は乙に対し、委託先の履行について、乙の指示に基づくものである等乙に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

(乙の権利)

- 第4条 外部のサービス事業者のサービス（介護保険サービス、医療保険サービス等）の利用は、乙が選択し、決定するものであり、甲は、その利用を制限しないよう配慮する。

(内金)

- 第5条 乙は、本件建物賃貸借契約頭書(2)に記載する契約期間の始期（以下「入居日」という。）が属する月（以下「入居月」という。）分及びその翌月分の高齢者生活支援サービス料金(以下「内金」という。)を、甲が送付する内金に係る請求書が乙に到達した日の翌日から1週間以内に（当該請求書が到達した日の翌日から入居日までの期間が1週間に満たない場合には、入居日の前日までに）、甲が指定する口座に振込送金して支払わなければならない。なお、振込み手数料は乙の負担とする。

- 2 甲は、内金を受領した場合には、当該内金を入居月分及びその翌月分の高齢者生活支援サービス費の各支払いのときに、それらに充当する。
ただし、内金には、利息を付けないものとする。

- 3 第1項に定める支払期限までに乙から内金の支払いがなされたことを甲が確認したときに、本契約の効力が生じるものとする。

- 4 入居日の前日までに本契約が終了した場合には、甲は、乙から受領した内金の全額を乙に返還するものとする。

- 5 乙の入居日から起算して2ヶ月以内に何らかの理由により本契約が終了した場合には、甲は、乙から受領した内金について、次の算式により算定した額が1円以上であるときは、その額を乙に返還するものとする。

(算式)

乙から受領した内金の額－入居日から本契約が終了した日までの生活支援サービス料金の額

(利用料)

- 第6条 乙は、高齢者生活支援サービス料金として月額33,000円（税別）を甲に支払わなければならない。

- 2 1ヶ月に満たない期間の利用料は、利用料の月額から1か月を30日で日割計算した額とする。ただし、1円未満の端数は四捨五入するものとする。

- 3 乙は、旅行、帰宅、入院、療養、その他事由の如何にかかわらず、本建物に居住しないときであっても、利用料の全部又は一部の支払いを免れることはできないものとする。

- 4 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、それに従うものとする。

(利用料の変更)

- 第7条 甲は、物価、人件費その他の経済事情の変動等を勘案し、利用料を変更することができる。
2 甲は、利用料の変更が生じた場合には、事前にその内容を乙に通知するものとする。

(利用料等の支払)

- 第8条 乙は第6条の利用料、その他本契約から生じる乙の債務を本件建物賃貸借契約第7条の規定に基づいて、賃料等とともに甲が指定する口座に支払うものとする。

(利用料の滞納)

- 第9条 甲は、乙が利用料を支払わない場合において、利用料の支払いを催告したにもかかわらず、利用料の支払いがなされず、滞納期間が2か月以上となるときは、本契約を解除することができる。また、本契約が解除された場合は、本件建物賃貸借契約書第1条第3項に基づき、本件建物賃貸借契約の解除となる。

(契約の終了)

- 第10条 本契約は、次の各号の場合に終了する。
① 本件建物賃貸借契約が終了したとき
② 前条に基づき、甲から解除の意思表示がなされたとき

(情報提供と秘密保持)

- 第11条 乙は、甲が本契約に定める高齢者生活支援サービスを提供するために必要な個人情報等を甲に提供するものとし、また、甲が高齢者生活支援サービスの提供を第三者に委託する場合には、当該委託先と情報を共有することを了承するものとする。
2 甲及び高齢者生活支援サービスを提供する者は、高齢者生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密及び個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」を遵守してその保護に努め、乙又は第三者の生命、身体等に危険がある場合その他の正当な理由がある場合又は乙の事前の同意がある場合を除いて、契約中及び契約終了後において、第三者に漏らさないこととする。

(苦情対応)

- 第12条 乙又は乙の家族は、提供された高齢者生活支援サービスに苦情がある場合には、いつでも下記の苦情受付窓口で苦情を申し立てることができる。この場合、苦情受付窓口の担当者は、直ちに甲に内容を伝え、高齢者生活支援サービスの提供に係る乙の苦情に対し、誠実かつ迅速に対応するものとする。

記

| | |
|---------------|------------------------|
| お客様相談室 | 0120-57-2255 |
| | 受付時間：平日 9：00～18：00 |
| 株式会社ナミキ 賃貸管理部 | 03-3939-4281 |
| | 受付時間：平日・土日祝 9：00～17：30 |

- 2 甲は、乙が前項の苦情申立てを行ったことを理由として、乙に対して何らの差別待遇をしない。

(損害賠償)

第13条 甲は、高齢者生活支援サービス提供にあたって、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害が発生した場合には、速やかに乙に対して当該損害の賠償をする。ただし、乙に過失がある場合には、賠償額を減ずることができる。

(連帯保証人)

第14条 乙は、本契約締結時に連帯保証人（以下「丙」という。）を定めるものとする。

2 丙は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

3 乙は、第1項に規定する丙に支障が生じたときは、直ちに甲にその旨を届け出るとともに、甲の承認を得て新たに連帯保証人を定めるものとする。

4 丙は、住所を変更したときは、直ちにその旨を甲に届けるものとする。

(合意管轄)

第15条 本契約から生じる紛争については、本建物の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第16条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項、又は本契約の解釈に疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 所在地 東京都板橋区成増3-12-1
名 称 株式会社ナミキ
代表取締役 並木 洋一 印

乙 住 所
(入居者)
氏 名 印

法定代理人 住 所
又は
署名代行者 氏 名 印

乙との関係

署名代行の理由

丙
(連帯保証人) 住 所
氏 名 印